

## 生活支援臨時給付金（仮称）の概要

### ☛ 施策の目的

感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せず日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために臨時の支援を行う。

### ☛ 事業実施主体と経費の負担

実施主体は市町村

実施に要する経費（給付事業費及び事務費）国補助 10/10

《給付対象》 世帯主の月間収入（本年2月～6月の任意の月）が、

- (1) 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準（※）となる低所得世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準の2倍以下となる世帯

※ 申請・審査手続きの簡便化のため、下記の基準額以下であれば、級地区分に関わらず住民税非課税水準とみなすとされています。

- |                |      |
|----------------|------|
| ①扶養親族等なし（単身世帯） | 10万円 |
| ②扶養親族等1人       | 15万円 |
| ③扶養親族等2人       | 20万円 |
| ④扶養親族等3人       | 25万円 |

※<sup>1</sup>扶養親族等～扶養親族及び同一生計配偶者を示す

※<sup>2</sup>扶養親族等の4人目以降は、基準額を1人当たり5万円加算。

《給付額》 1世帯当たり30万円

《感染症の拡大を防ぐ観点からの給付金の申請と給付の方法》

- ・収入状況を証する書類等を付して市町村に申請（簡便な手続きを検討中）
- ・給付金は原則として本人名義の銀行口座への振り込み

《その他》

- ・1世帯あたり1回まで受給。原則として世帯主の方の申請に基づく給付。
- ・対象外となる例：公務員、大企業の勤務者等、生活保護者、年金のみ生活者
- ・申請書のほか本人確認書類や、収入状況を確認するための書類が必要になります。